



平成 18 年 10 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 雑貨屋ブルドッグ
代表者名 代表取締役社長 久留米 唯人
(コード番号 3331)
問合せ先 取締役管理本部長 岩藤 洋一
TEL 053-585-9001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 10 月 20 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 11 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及状況を鑑み、周知性の向上を図るとともに、公告掲載費用を節減すべく公告方法を電子公告に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行うものといたします。(変更案第 4 条)
- (2) 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 6 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株主の権利を明確化するとともに、これを合理的な範囲に制限するため、変更案第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 株主総会の基準日ならびに開催場所として招集地の明確化を図るため、変更案第 13 条(定時株主総会の基準日)および変更案第 14 条(招集地)を新設するものであります。
- (5) 議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第 14 条に所定の変更を行うものであります。(変更案第 17 条)
- (6) 株主総会の招集に関し、株主の皆様に対する合理的かつ充実した情報の開示を行うことができるようにするため、変更案第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (7) 取締役の解任について、経営の安全性確保のため、変更案第 23 条(解任方法)を新設するものであります。
- (8) 取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第 29 条(取締役会の決議の省略)を新設するも

のであります。

- (9) 取締役および監査役が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう取締役および監査役の損害賠償責任を合理的な範囲にとどめるため変更案第 33 条第 1 項および変更案第 45 条第 1 項を新設するものであります。また、独立性の高い有能な人材を迎えられるよう社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定するため変更案第 33 条第 2 項および変更案第 45 条第 2 項を新設するものであります。尚、変更案第 33 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (10) 補欠監査役の選任に係る決議の効力を延長するため、変更案第 38 条を追加するものであります。
- (11) 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 20 条、変更案第 34 条および変更案第 46 条を新設し、会計監査人の選任方法等について条文(変更案第 47 条、第 48 条)を新設するものであります。
- (12) その他、「会社法」の施行に伴う文言の修正、規定の整備による条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成 18 年 11 月 29 日

定款変更の効力発生日(予定) 平成 18 年 11 月 29 日

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を静岡県浜北市に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、31,418,400 株とする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、31,418,400 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 <u>当社の単元未満株株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(基準日) 第 8 条 当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、株券喪失登録の手続、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買取、株券喪失登録の手続、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> | <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>(招集地) 第 14 条 当社の株主総会は、静岡県浜松市で開催する。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(招集権者および議長) 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> | <p>(招集権者および議長) 第 15 条 現行どおり 2. 現行どおり</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> |
| <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第 20 条 当社は取締役会を置く。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(員数) 第 16 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 . 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(任期) 第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 . 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 19 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 . 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> | <p>(員数) 第 21 条 現行どおり</p> <p>(選任方法) 第 22 条 現行どおり 2 . 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 . 現行どおり</p> <p>(解任方法) 第 23 条 取締役は、株主総会の決議において解任する。 2 . 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(任期) 第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 . 現行どおり</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 現行どおり 2 . 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 . 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役) 第 27 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 . 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 29 条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 31 条 現行どおり</p> <p>(報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(員数) 第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 . 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 . 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> | <p>(取締役の責任免除) 第 33 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 . 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 34 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数) 第 35 条 現行どおり</p> <p>(選任方法) 第 36 条 現行どおり 2 . 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 37 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 . <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第 38 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 39 条 監査役会は、<u>その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 32 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 34 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> | <p>(監査役会の招集通知) 第 40 条 現行どおり</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 41 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 42 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第 43 条 現行どおり</p> <p>(報酬等) 第 44 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第 45 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度) 第 35 条 当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。</p> <p>(利 益 配 当 金) 第 36 条 利益配当金は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(中 間 配 当) 第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間) 第 38 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 . 未払いの利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会 計 監 査 人 の 設 置) 第 46 条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(選 任 方 法) 第 47 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期) 第 48 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度) 第 49 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日) 第 50 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中 間 配 当) 第 51 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配 当 の 除 斥 期 間) 第 52 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> |